

(朱色部分は変更)

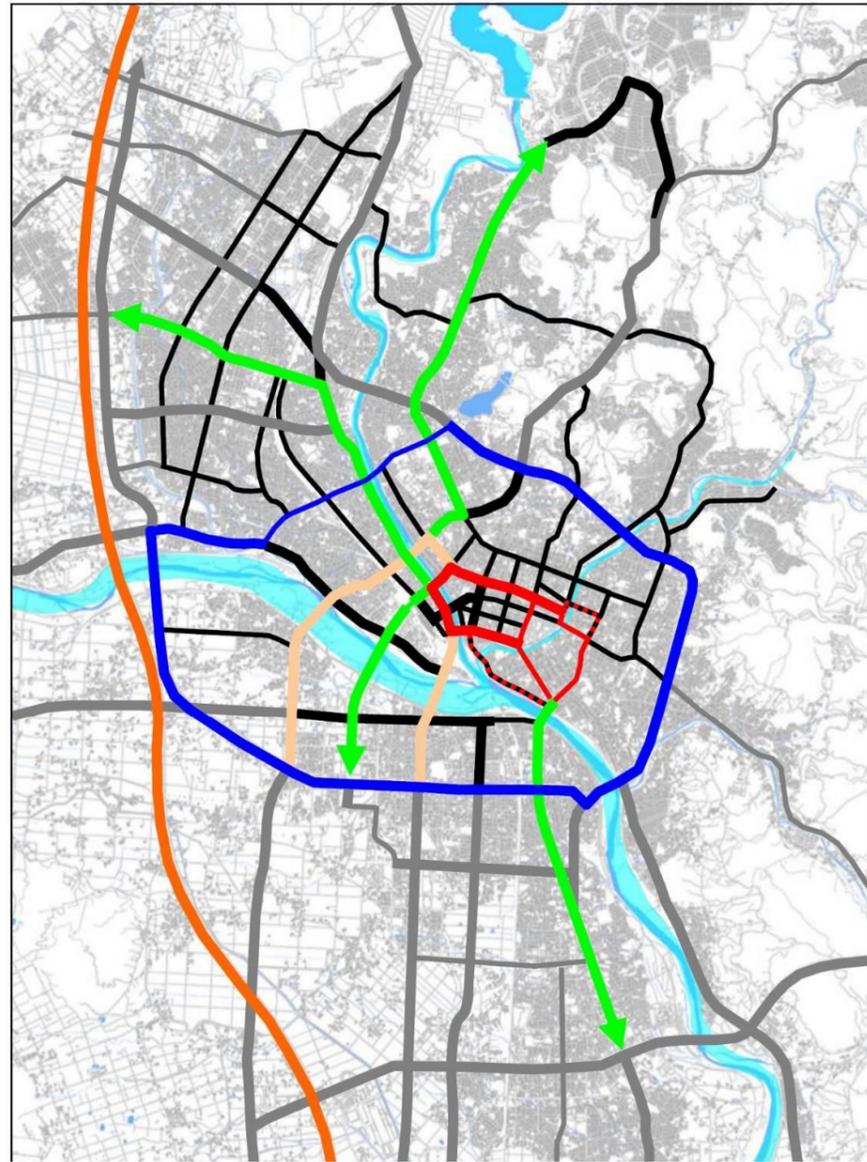
新	旧	備考
<div data-bbox="189 625 1285 884" style="background-color: #008080; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <p>盛岡市立地適正化計画</p> </div> <div data-bbox="638 1339 777 1472" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="430 1522 985 1843" style="text-align: center;"> <p>令和2年3月 (令和3年3月 第1回変更) <u>(令和〇年〇月 第2回変更)</u> 盛岡市</p> </div>	<div data-bbox="1338 625 2433 884" style="background-color: #008080; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <p>盛岡市立地適正化計画</p> </div> <div data-bbox="1822 1339 1961 1472" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1641 1522 2166 1755" style="text-align: center;"> <p>令和2年3月 (令和3年3月 第1回変更) 盛岡市</p> </div>	<p>※参考資料「盛岡市立地適正化計画 令和2年3月(令和3年3月 第1回変更)」と併せてご覧下さい。</p>

新	旧	備考
目次		
<p>第1章 立地適正化計画策定の背景と目的..... 1</p> <p>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出..... 10</p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し..... 10</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題..... 69</p> <p>第3章 まちづくりの方針..... 72</p> <p>第4章 目指すべき都市の骨格構造..... 75</p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方..... 75</p> <p>2. 目指すべき都市の骨格構造..... 79</p> <p>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針..... 82</p> <p>1. 課題解決のための取組み方針..... 82</p> <p>2. 都市機能誘導・居住誘導の方針..... 84</p> <p>第6章 誘導区域等..... 86</p> <p>1. 都市機能誘導区域..... 86</p> <p>2. 居住誘導区域..... 94</p> <p>3. 市独自区域（一般居住区域）..... 95</p> <p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域..... 96</p> <p>5. 誘導区域等..... 107</p> <p>第7章 誘導施設..... 108</p> <p>1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理..... 108</p> <p>2. 誘導施設設定の基本的な考え方..... 112</p> <p>3. 誘導施設..... 117</p> <p>第8章 誘導施策..... 118</p> <p>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策..... 118</p> <p>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策..... 123</p> <p>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策..... 127</p> <p>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策..... 129</p> <p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策..... 131</p> <p>6. 届出制度..... 133</p> <p>第9章 目標と期待される効果..... 135</p> <p>1. 定量的な目標値..... 135</p> <p>2. 期待される定量的な効果..... 137</p> <p>第10章 施策の達成状況に関する評価方法..... 138</p> <p>参考..... 141</p> <p>変更の経緯..... 143</p>	<p>第1章 立地適正化計画策定の背景と目的..... 1</p> <p>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出..... 10</p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し..... 10</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題..... 69</p> <p>第3章 まちづくりの方針..... 72</p> <p>第4章 目指すべき都市の骨格構造..... 75</p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方..... 75</p> <p>2. 目指すべき都市の骨格構造..... 79</p> <p>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針..... 82</p> <p>1. 課題解決のための取組み方針..... 82</p> <p>2. 都市機能誘導・居住誘導の方針..... 84</p> <p>第6章 誘導区域等..... 86</p> <p>1. 都市機能誘導区域..... 86</p> <p>2. 居住誘導区域..... 94</p> <p>3. 市独自区域（一般居住区域）..... 95</p> <p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域..... 96</p> <p>5. 誘導区域等..... 107</p> <p>第7章 誘導施設..... 108</p> <p>1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理..... 108</p> <p>2. 誘導施設設定の基本的な考え方..... 112</p> <p>3. 誘導施設..... 117</p> <p>第8章 誘導施策..... 118</p> <p>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策..... 118</p> <p>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策..... 123</p> <p>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策..... 127</p> <p>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策..... 129</p> <p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策..... 131</p> <p>6. 届出制度..... 133</p> <p>第9章 目標と期待される効果..... 135</p> <p>1. 定量的な目標値..... 135</p> <p>2. 期待される定量的な効果..... 137</p> <p>第10章 施策の達成状況に関する評価方法..... 138</p> <p>参考..... 141</p> <p>変更の経緯..... 143</p>	<p>防災指針編の追加</p>
<p>別冊 防災指針編</p>		

4

新	旧	備考
<p>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出</p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出</p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p>第3章 まちづくりの方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>第3章 まちづくりの方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p>第4章 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方</p> <p>(1) ゾーンの設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(2) 拠点の設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(3) ネットワークの設定方針</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造における公共交通ネットワークについては、「もりおか交通戦略(第二期)計画書(令和3年9月)」の「新たな将来道路網計画」に位置付けられている「公共交通軸」を踏まえて設定します。</p> <p>「公共交通軸」は、各地域の特性に応じて、公共交通による中心市街地との結びつきの充実・強化を図る交通軸で、中心市街地と松園、青山、盛南、都南の各地区を結ぶ路線が位置付けられています。</p>	<p>第4章 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方</p> <p>(1) ゾーンの設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(2) 拠点の設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(3) ネットワークの設定方針</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造における公共交通ネットワークについては、「もりおか交通戦略計画書(平成21年10月)」の「新たな将来道路網計画」に位置付けられている「公共交通軸」を踏まえて設定します。</p> <p>「公共交通軸」は、各地域の特性に応じて、公共交通による中心市街地との結びつきの充実・強化を図る交通軸で、中心市街地と松園、青山、盛南、都南の各地区を結ぶ路線が位置付けられています。</p>	<p>表現の修正</p>

新



- 凡 例 (太線: 4車線以上, 細線: 2車線)
- 放射道路 (公共交通軸)
 - 市街地環状道路
 - 都心環状道路 (中心市街地施策関連)
 - - - 都心環状道路を補完する道路
 - その他幹線道路
 - 中心市街地と新市街地を結ぶ幹線道路
 - 広域関連道路(本調査の検討対象外)

図 将来道路網計画

出典: 盛岡市「もりおか交通戦略 (第二期) 計画書 (令和3年9月)」

2. 目指すべき都市の骨格構造

～ 略 (変更なし) ～

旧

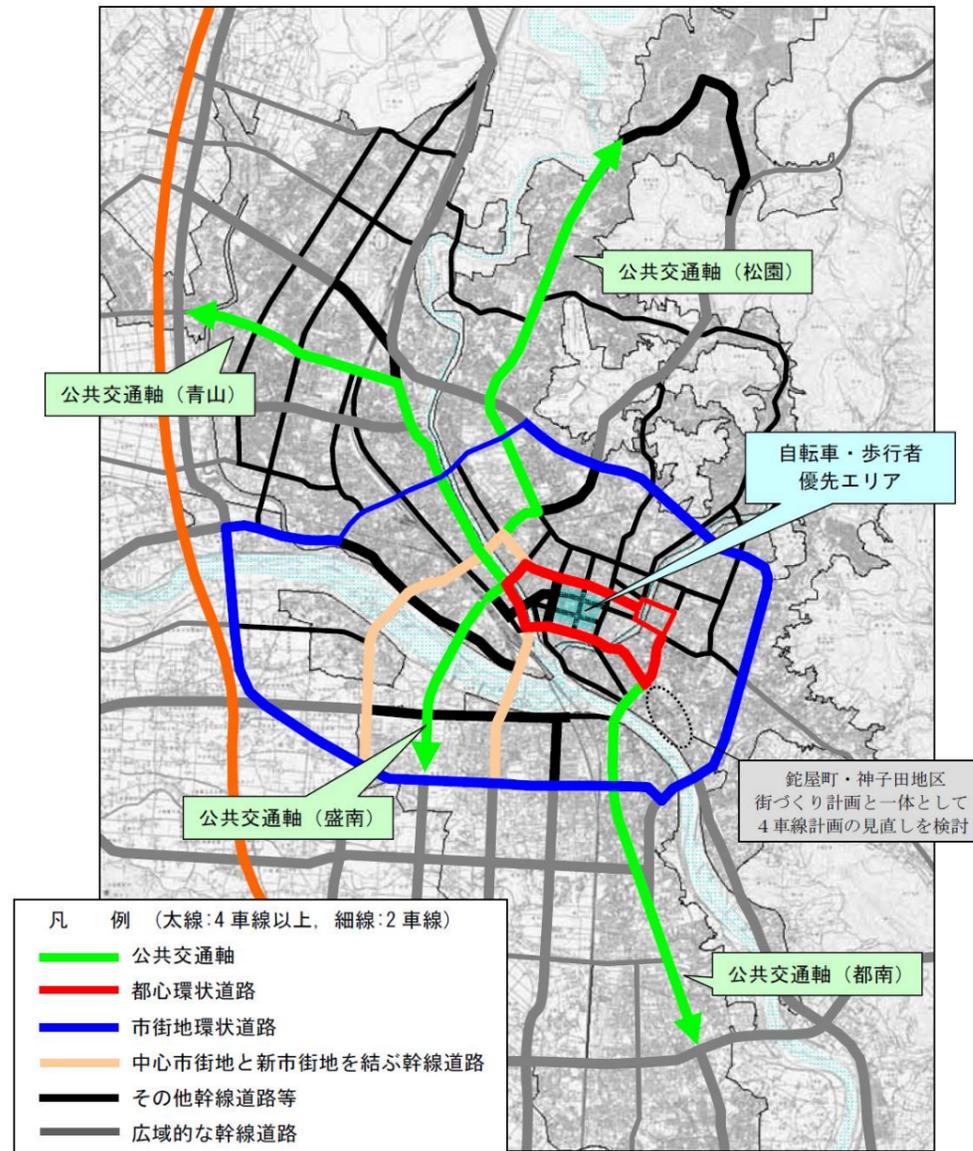


図 将来道路網計画

出典: 盛岡市「もりおか交通戦略計画書 (平成21年10月)」

2. 目指すべき都市の骨格構造

～ 略 (変更なし) ～

備考

「もりおか交通戦略」改定に伴う将来道路網計画図の更新

新	旧	備考
<p data-bbox="163 268 1050 317">第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</p> <p data-bbox="163 369 694 411">1. 課題解決のための取組み方針</p> <p data-bbox="587 453 872 485">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="163 562 730 604">2. 都市機能誘導・居住誘導の方針</p> <p data-bbox="175 632 528 663">（1）都市機能誘導の方針</p> <p data-bbox="184 669 1302 810">中心拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「中心拠点」に位置付けられ、多様な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリアに設定します。生活の利便性を高める機能はもとより、県庁所在都市としての活動を牽引する都市機能の維持、誘導を図ります。</p> <p data-bbox="184 814 1302 1022">地域拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「地域拠点」に位置付けた、日常生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリア、及び玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積しているエリアに設定します。日常生活に必要な都市機能の維持、誘導とともに、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、コミュニティの拠点としての機能の維持を図ります。</p> <p data-bbox="184 1026 1302 1094"><u>また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）に含まれる区域は、防災指針に基づき、都市機能誘導区域に設定しません。</u></p> <p data-bbox="175 1129 468 1161">（2）居住誘導の方針</p> <p data-bbox="210 1167 1249 1199">居住誘導の方針は、目指すべき都市の骨格構造で設定したゾーンごとに設定します。</p> <p data-bbox="184 1203 1302 1341">「都心ゾーン」の中で、盛岡駅及び盛岡バスセンターの徒歩圏、盛岡都心循環バス「でんでんむし」の路線沿線といった公共交通の利便性が高いエリアは、「都心居住区域」とします。歩いて多様な都市機能にアクセスできる暮らしの場として、低未利用土地への中高層の共同住宅の立地などにより、高密度な人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="184 1346 1302 1484">「新都心ゾーン」及び「都心周辺ゾーン」、「快適居住ゾーン」の中で、公共交通軸沿線などの公共交通の利便性が高いエリアは、「公共交通沿線居住区域」とします。公共交通の利便性が高く、中心拠点や地域拠点へのアクセスが容易な暮らしの場として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="184 1488 1302 1627">「田園居住ゾーン」の玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積している玉山総合事務所周辺のエリア及び好摩駅周辺のエリアは、「居住環境形成区域」とします。日常生活に必要な都市機能が享受しやすい、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="184 1631 1302 1732">なお、「工業・流通集積ゾーン」、及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等については、積極的な居住誘導は行わないものとし、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」に含めないこととします。</p> <p data-bbox="184 1736 1302 1944">また、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号の居住誘導区域とし、市街化区域内におけるこれらの区域以外は、「工業・流通集積ゾーン」及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア並びに<u>防災指針により居住誘導区域に設定しない区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）</u>等を除き、一般居住区域とします。この一般居住区域は、これまでどおり、地域の特性に応じた暮らしやコミュニティ等の存続を図る区域とします。</p>	<p data-bbox="1323 268 2211 317">第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</p> <p data-bbox="1323 369 1855 411">1. 課題解決のための取組み方針</p> <p data-bbox="1751 453 2036 485">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1323 562 1890 604">2. 都市機能誘導・居住誘導の方針</p> <p data-bbox="1335 632 1688 663">（1）都市機能誘導の方針</p> <p data-bbox="1344 669 2463 810">中心拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「中心拠点」に位置付けられ、多様な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリアに設定します。生活の利便性を高める機能はもとより、県庁所在都市としての活動を牽引する都市機能の維持、誘導を図ります。</p> <p data-bbox="1344 814 2463 1022">地域拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「地域拠点」に位置付けた、日常生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリア、及び玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積しているエリアに設定します。日常生活に必要な都市機能の維持、誘導とともに、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、コミュニティの拠点としての機能の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1335 1129 1629 1161">（2）居住誘導の方針</p> <p data-bbox="1371 1167 2410 1199">居住誘導の方針は、目指すべき都市の骨格構造で設定したゾーンごとに設定します。</p> <p data-bbox="1344 1203 2463 1341">「都心ゾーン」の中で、盛岡駅及び盛岡バスセンターの徒歩圏、盛岡都心循環バス「でんでんむし」の路線沿線といった公共交通の利便性が高いエリアは、「都心居住区域」とします。歩いて多様な都市機能にアクセスできる暮らしの場として、低未利用土地への中高層の共同住宅の立地などにより、高密度な人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1344 1346 2463 1484">「新都心ゾーン」及び「都心周辺ゾーン」、「快適居住ゾーン」の中で、公共交通軸沿線などの公共交通の利便性が高いエリアは、「公共交通沿線居住区域」とします。公共交通の利便性が高く、中心拠点や地域拠点へのアクセスが容易な暮らしの場として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1344 1488 2463 1627">「田園居住ゾーン」の玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積している玉山総合事務所周辺のエリア及び好摩駅周辺のエリアは、「居住環境形成区域」とします。日常生活に必要な都市機能が享受しやすい、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1344 1631 2463 1732">なお、「工業・流通集積ゾーン」、及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等については、積極的な居住誘導は行わないものとし、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」に含めないこととします。</p> <p data-bbox="1344 1736 2463 1906">また、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号の居住誘導区域とし、市街化区域内におけるこれらの区域以外は、「工業・流通集積ゾーン」及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等を除き、一般居住区域とします。この一般居住区域は、これまでどおり、地域の特性に応じた暮らしやコミュニティ等の存続を図る区域とします。</p>	<p data-bbox="2484 1014 2801 1045">防災指針編に関する記載を追記</p> <p data-bbox="2484 1833 2801 1864">防災指針編に関する記載を追記</p>

新	旧	備考
<p data-bbox="151 262 534 315">第6章 誘導区域等</p> <p data-bbox="151 357 525 409">1. 都市機能誘導区域</p> <p data-bbox="587 441 881 483">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="151 514 457 556">2. 居住誘導区域</p> <p data-bbox="587 598 881 640">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="151 672 676 714">3. 市独自区域（一般居住区域）</p> <p data-bbox="602 745 896 787">～ 略（変更なし）～</p>	<p data-bbox="1317 262 1700 315">第6章 誘導区域等</p> <p data-bbox="1317 357 1691 409">1. 都市機能誘導区域</p> <p data-bbox="1754 441 2047 483">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1317 514 1623 556">2. 居住誘導区域</p> <p data-bbox="1754 598 2047 640">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1317 672 1843 714">3. 市独自区域（一般居住区域）</p> <p data-bbox="1768 745 2062 787">～ 略（変更なし）～</p>	

新	旧	備考
<p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の浸水想定区域となっておりますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害によいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げる事無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成 30 年（2018 年）6 月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。さらに、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、北上川水系北上川流域において、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う「北上川水系流域治水プロジェクト」により、流域治水の取組を計画的に推進することとしており、本市においても流域治水の対策に取り組んでいます。</p> <p>①～⑦ ～ (略) 変更なし ～</p>	<p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の浸水想定区域となっておりますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害によいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げる事無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成 30 年（2018 年）6 月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。</p> <p>①～⑦ ～ (略) 変更なし ～</p>	<p>北上川水系流域治水プロジェクトに関する記載を追記</p>

5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域（一般居住区域）の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定しない地域は次頁のとおりです。

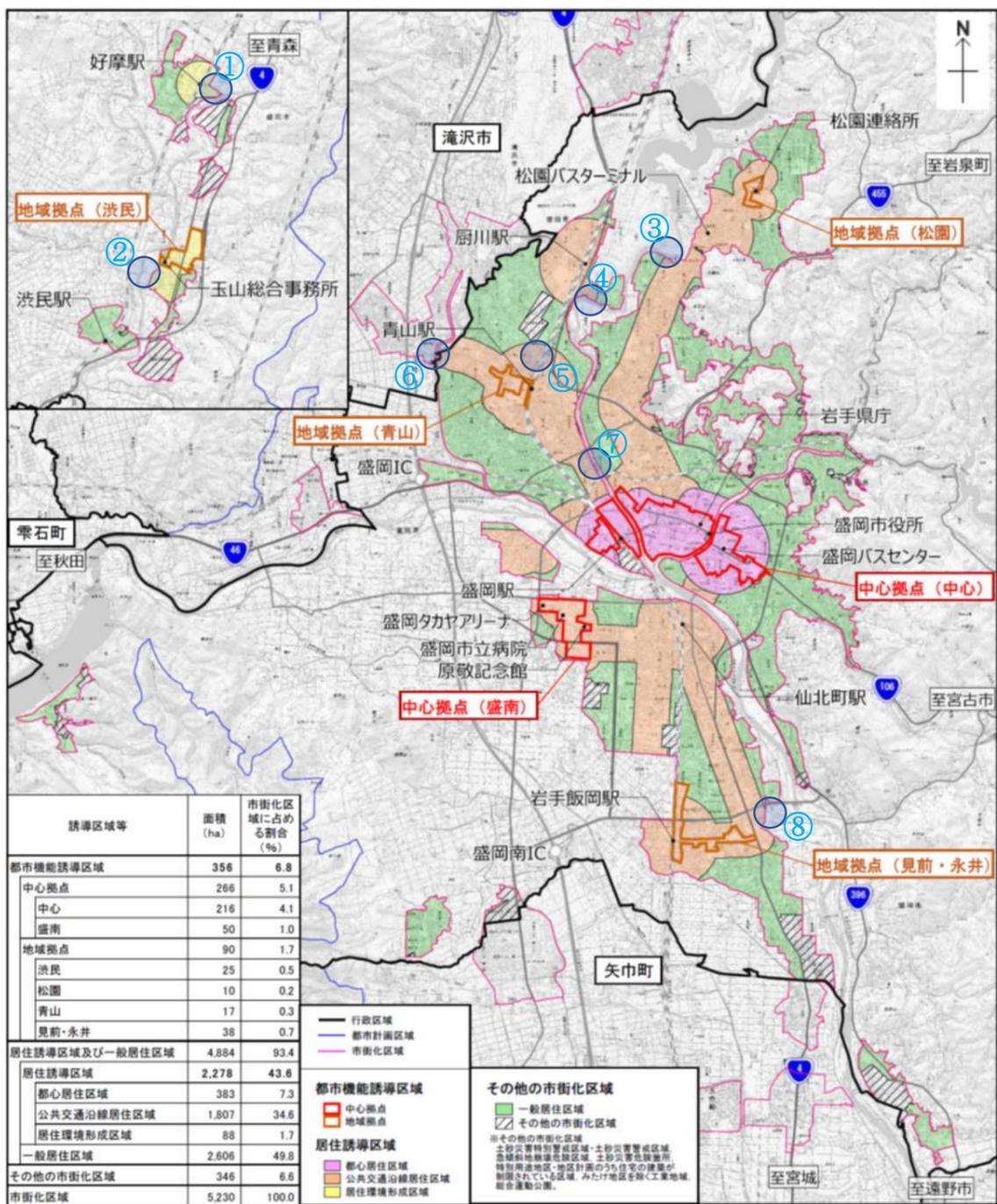


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域（一般居住区域）の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。

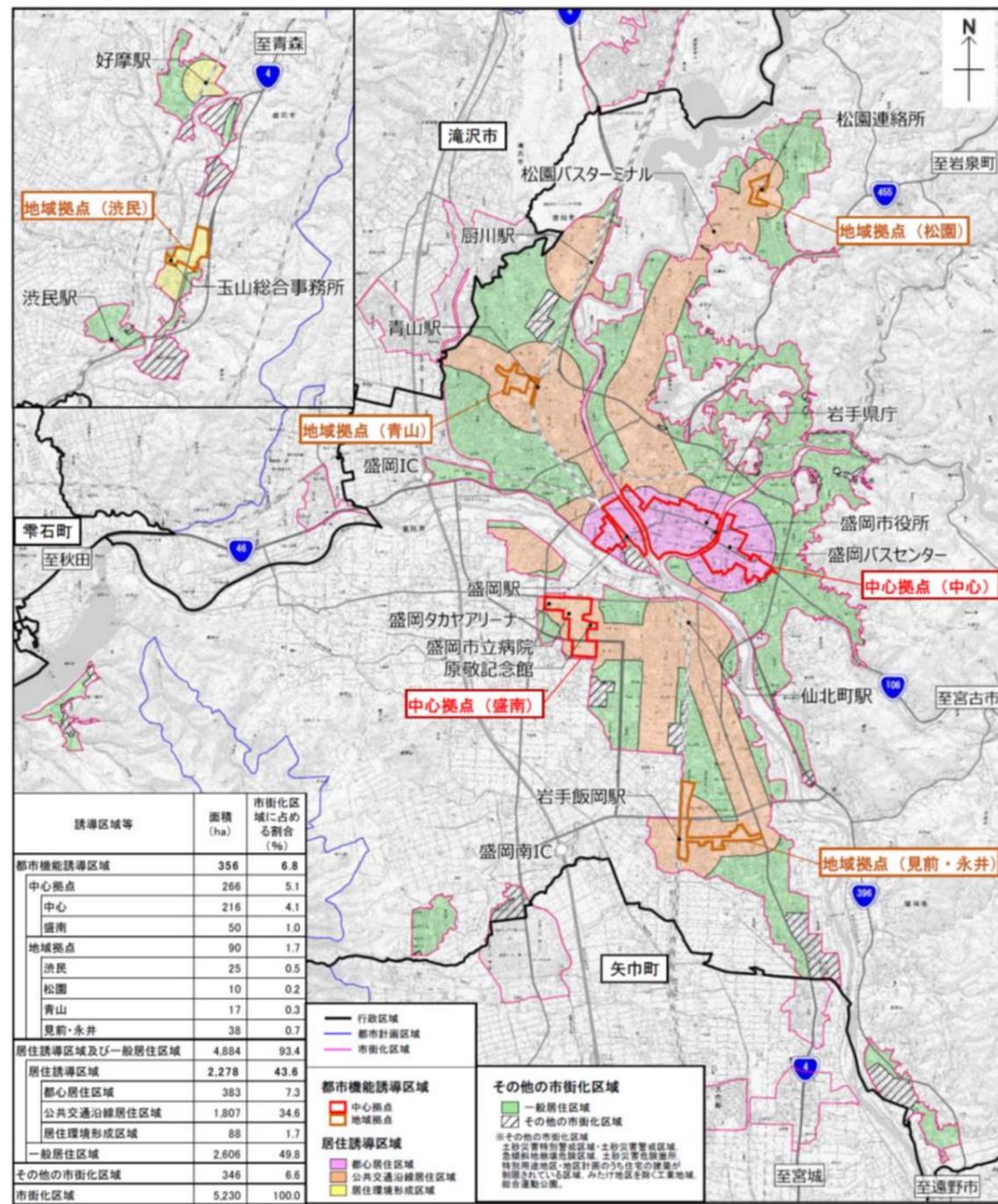


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

防災指針編に関する誘導区域等の図面の修正（都市機能誘導区域、居住誘導区域に設定しない箇所を明示）

新

旧

備考

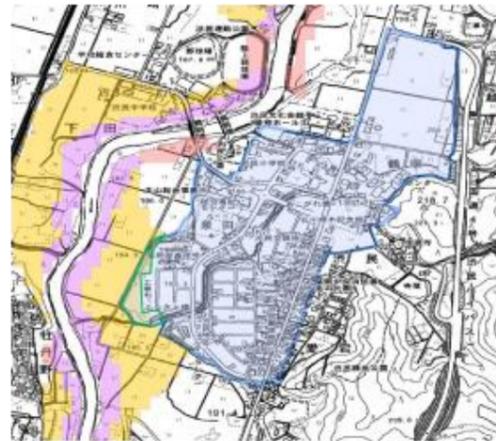
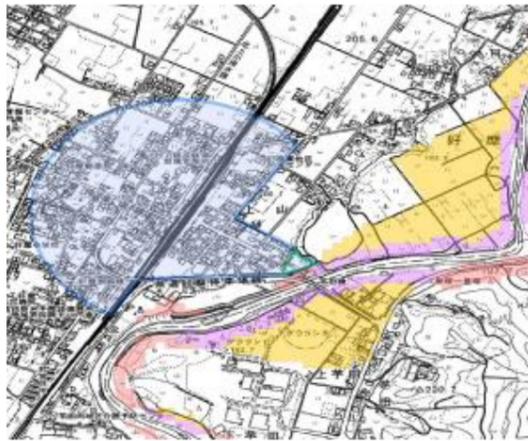
○居住誘導区域に設定しない地域

除外地域	氾濫流	河岸侵食
①好摩上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○
②波民泉田付近（鶴飼橋下流_北上川右岸）	○	
③岩脇町付近（北上川左岸）	○	○
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）	○	○
⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）		○
⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）	○	○
⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）	○	

居住誘導区域に設定しない地域の記載

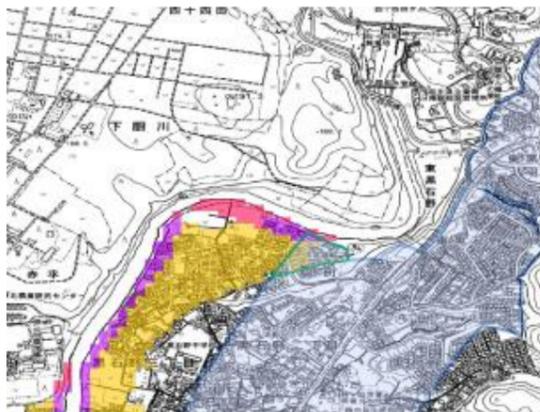
①好摩上山付近(芋田橋上流_北上川右岸)

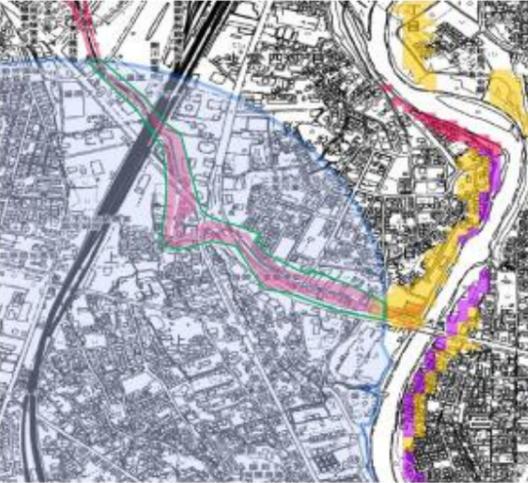
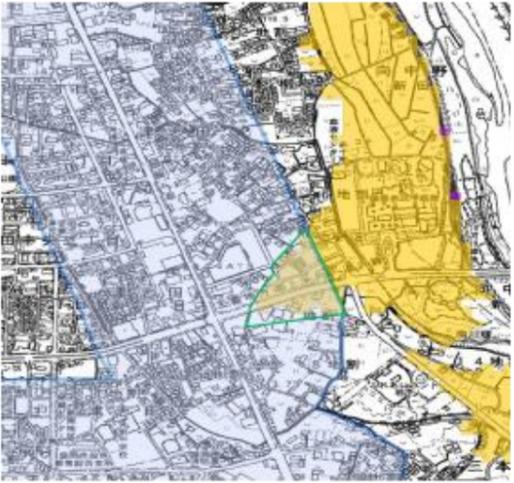
②波民泉田付近(鶴飼橋下流_北上川左岸)



③岩脇町付近(北上川左岸)

④厨川二丁目付近(三馬橋下流_北上川右岸)



新	旧	備考
<p data-bbox="172 233 685 323">㊦上堂二丁目、三丁目、四丁目付近(北大橋上流_北上川右岸、木賊川兩岸)</p> 		<p data-bbox="2597 216 2819 275">居住誘導区域に設定しない区域の記載</p>
<p data-bbox="172 1031 546 1121">㊧前九年一丁目から夕顔瀬町まで(北上川右岸)</p>  <p data-bbox="774 1031 1288 1121">㊨三本柳5地割、7地割地内(都南大橋下流_北上川右岸)</p>  <div data-bbox="201 1661 498 1934"> <p>居住誘導区域</p> <p>河岸侵食</p> <p>氾濫流</p> <p>河岸侵食・氾濫流</p> <p>：居住誘導区域外</p> </div>		

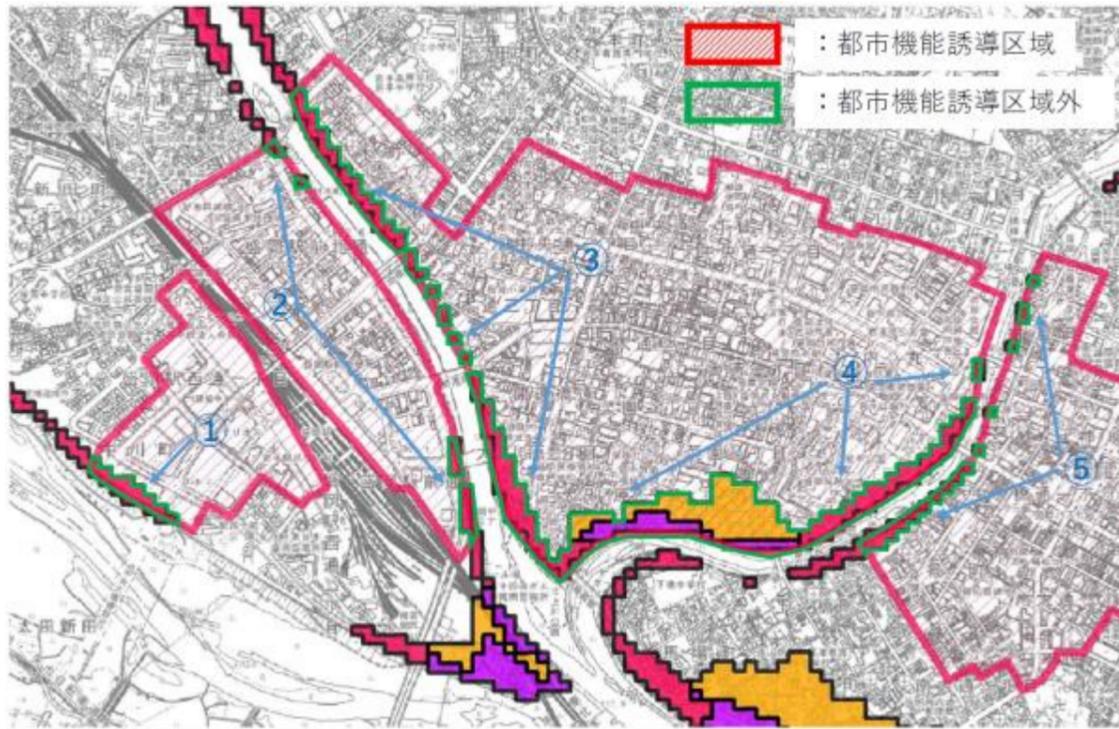
新

旧

備考

○都市機能誘導区域に設定しない地域

除外地域 (中心市街地)	氾濫流	河岸侵食
①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近 (雫石川左岸)		○
②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近 (夕顔瀬橋下流_北上川右岸)		○
③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近 (夕顔瀬橋下流_北上川左岸、与の字橋下流_中津川右岸)		○
④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近 (与の字橋下流_中津川右岸)	○	○
⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近 (上の橋下流_中津川左岸)		○



都市機能誘導区域に設定しない区域の記載

新	旧	備考																			
<p>第8章 誘導施策</p> <p>「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。</p> <p>また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。</p> <p><u>さらに、本市の有する災害リスクの状況等を踏まえ、近年、頻発化・激甚化している水災害リスクへの対応等を中心に、防災まちづくりに向けた対策等を「防災指針編」に設定します。</u></p> <p>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策</p> <p>居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。</p> <p>この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。</p> <p>①～② ～ (略) 変更なし ～</p> <p>③ 若者や子育て世代の定住を促進</p> <table border="1" data-bbox="166 1184 1326 1407"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て世代の定住促進</td> <td>空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金</td> <td>空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④～⑤ ～ (略) 変更なし ～</p>	施策	事業名	事業概要	出典	子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>第8章 誘導施策</p> <p>「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。</p> <p>また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。</p> <p>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策</p> <p>居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。</p> <p>この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。</p> <p>①～② ～ (略) 変更なし ～</p> <p>③ 若者や子育て世代の定住を促進</p> <table border="1" data-bbox="1353 1184 2513 1507"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子育て世代の定住促進</td> <td>空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金</td> <td>空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業</td> <td>既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④～⑤ ～ (略) 変更なし ～</p>	施策	事業名	事業概要	出典	子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>防災指針編に関する「防災まちづくりに向けた対策」記載を追記</p> <p>令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正</p> <p>令和2年度に「子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業」を終了したことに伴う記載の削除</p>
施策	事業名	事業概要	出典																		
子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		
施策	事業名	事業概要	出典																		
子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		
	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		

新				旧				備考
⑥ 空き家等対策の推進				⑥ 空き家等対策の推進				令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—	空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等改修事業補助金により、空き家等の改修を通じて地域の活性化を図ります。	—	

新				旧				備考
<p>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策</p> <p>①～② ～ （略）変更なし ～</p> <p>③ 空き家等対策の推進</p>				<p>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策</p> <p>①～② ～ （略）変更なし ～</p> <p>③ 空き家等対策の推進</p>				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策 推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—	空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策 推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等改修事業補助金により、空き家等の改修を通じて地域の活性化を図ります。	—	
<p>④～⑤ ～ （略）変更なし ～</p> <p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>6. 届出制度</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>				<p>④～⑤ ～ （略）変更なし ～</p> <p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>6. 届出制度</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>				
<p>令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正</p>								

新	旧	備考																
<p data-bbox="163 226 730 275">第9章 目標と期待される効果</p> <p data-bbox="163 317 1299 491">「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成 27 年（2015 年）を基準として、概ね 10 年後の令和 7 年（2025 年）、及び 20 年後の令和 17 年（2035 年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。</p> <p data-bbox="163 506 483 548">1. 定量的な目標値</p> <p data-bbox="163 573 362 611">(1) ～ (3)</p> <p data-bbox="587 611 872 646">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="163 684 1299 762"><u>(4) 居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施（防災指針）</u></p> <p data-bbox="163 793 1299 1003">居住誘導区域のうち、マイクロ分析により抽出した浸水継続時間 24 時間（1 日間）以上が想定され、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定されるような災害リスクの高い地域の全居住者を対象とし、防災指針や防災情報等の内容を周知するチラシ等を全戸配布（転入者含む）するとともに、これを継続して行うことで、居住誘導区域内で取り組む防災対策等の認知度及び防災意識の向上を図り、人的被害を確実に回避することを目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="163 1010 1299 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年 (2021 年)</th> <th>令和 7 年 (2025 年)</th> <th>令和 17 年 (2035 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける 防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施</td> <td>0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="163 1213 991 1251"><u>(5) 居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)（防災指針）</u></p> <p data-bbox="163 1283 1299 1388">災害時において避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保し、広域避難を促進するため、居住誘導区域内の都市計画道路の整備を図ることを目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="163 1394 1299 1503"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年 (2021 年)</th> <th>令和 7 年 (2025 年)</th> <th>令和 17 年 (2035 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)</td> <td>79.8%</td> <td>81.5%</td> <td>83.4%</td> </tr> </tbody> </table>		令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける 防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施	0%	100%	100%		令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)	79.8%	81.5%	83.4%	<p data-bbox="1320 226 1887 275">第9章 目標と期待される効果</p> <p data-bbox="1320 317 2463 491">「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成 27 年（2015 年）を基準として、概ね 10 年後の令和 7 年（2025 年）、及び 20 年後の令和 17 年（2035 年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。</p> <p data-bbox="1320 506 1641 548">1. 定量的な目標値</p> <p data-bbox="1320 573 1519 611">(1) ～ (3)</p> <p data-bbox="1745 611 2030 646">～ 略（変更なし）～</p>	<p data-bbox="2484 646 2813 705">防災指針編に関する「防災まちづくりの目標値」記載を追記</p>
	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)															
居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける 防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施	0%	100%	100%															
	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)															
居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)	79.8%	81.5%	83.4%															

新	旧	備考
<p data-bbox="172 258 1291 346"><u>別冊 防災指針編</u></p>	<p data-bbox="1332 258 2451 346"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="2487 289 2671 321">防災指針編の追加</p>